

令和6年1月  
スタート！



小樽市

# パートナーシップ宣誓制度 が始まりました

小樽市パートナーシップ  
宣誓制度とは？



対象となる要件は？

性的マイノリティの方が、一緒に人生を歩むパートナーであることを宣誓し、市長がその関係を承認することにより、二人がパートナー（婚姻に相当する関係）であることを証明する制度です。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
※ 右のQRコードからどうぞ⇒



- ・ 一方、又は双方が性的マイノリティであること
- ・ 成年（18歳）に達していること
- ・ 双方が市内に住所を有するか、3か月以内に市内転入を予定していること
- ・ 配偶者や他のパートナーシップ関係にある方がいないこと
- ・ 二人の関係が近親者でないこと（ただし、養子縁組を除く）

問い合わせ先

小樽市生活環境部男女共同参画課 Tel 0134-22-5904（直通）／ Fax 0134-22-6081  
E-Mail : kyodo-sankaku@city.otaru.lg.jp

# 宣誓手続の流れ

## ①宣誓の事前予約

- ・日程の調整を行いますので、原則として、宣誓予定日の1週間前までに、男女共同参画課へ宣誓日時の予約をしてください（TEL 0134-22-5904）
- ・宣誓可能日時は、月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日と年末年始を除く）です。予約状況等により、希望に添えない場合があります



## ②パートナーシップの宣誓

- ・宣誓日に、宣誓するお二人で宣誓場所へお越しください。宣誓場所は男女共同参画課（小樽市花園2-10-18 勤労女性センター内）です
- ・市職員立会いのもと、「パートナーシップ宣誓書」に署名していただきます（原則として、個室で対応します）



## ③パートナーシップ宣誓書受領証・受領カードの交付

- ・提出された書類等を審査し、おおむね1週間後に「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領カード」等を交付します
- ・原則として、男女共同参画課でお渡しします。お一人での受け取りも可能です

## 宣誓に必要な書類（交付手数料は自己負担となります）

### 現住所を確認する書類

- ◎住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・宣誓するお二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたもの1通で構いません
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください
- ・本籍や続柄の記載は不要です
- ・転入予定の場合、転出証明書の写しや賃貸借契約書の写しなどを提出してください

### 配偶者がいないことを証明する書類

- ◎戸籍抄本、独身証明書など（3か月以内に発行されたもの）

### 本人を確認できる書類

- （1点の提示でよいもの）  
個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など官公署が発行した顔写真付き証明書等
- （2点の提示が必要なもの）  
健康保険証、年金手帳など本人が確認できる証明書等

※子の氏名の受領証等への記載や、通称名の使用などについて、詳しくは市ホームページをご覧ください（右のQRコードからどうぞ）⇒



## 問い合わせ先

小樽市生活環境部男女共同参画課 Tel 0134-22-5904（直通）／ Fax 0134-22-6081  
E-Mail : kyodo-sankaku@city.otaru.lg.jp